

## 第3章 支所と組織内分権

### 1 組織内分権の趣旨

市町村の面積が相当程度に広大である場合や、あるいは山間部などにおいて広範な地域に集落が分散しているような場合には、市町村が処理する事務の中には統一的に事務を処理することにより大幅に効率性の向上が期待できる事務と、各地域ごとに住民の声に耳を傾け、住民の利便性や地域の実情に応じた対応が望まれる事務とが混在することも予想されます。

このようなケースでは両者の事務を区分して、前者の事務については、本庁で担うことが適当であり、後者の事務については、住民に身近で、住民の声が届きやすく、また、地域事情に目配りができるところに行政権限を委譲した方がより効果的になるものと考えます。

こうしたことから、例えば、市町村に支所を置いて（合併市町村においては行財政運営の効率化を図りつつ、旧市町村の市役所や役場を支所として残すことが考えられます。）住民の利便性に配慮する必要がある事務や、地域の実情に応じた対応が求められる事務について、支所に権限を委譲して組織内の分権を図ることが考えられます。

### 2 市町村合併と支所の設置

市町村合併の議論においては「合併して市役所や役場が遠くなると、役所に出向くために必要な時間やコストが増大し不便になる」との懸念がよく示されるところです。これに対する対応策として例えば、インターネットなど情報技術を活用した電子行政サービスの導入（ホームページでの行政情報の提供や電子メールを活用した住民相談窓口の設置など）を進めるほか、郵便局を活用（「地方公共団体の特定の事務の郵便官署における取り扱いに関する法律」第2条に基づき、各種証明書を郵便局において交付可能。）するなど地域の公共機関や公共的団体との連携により、こうした懸念を緩和若しくは解消することができると考えます。また、こうした取組みによってもなお解決できない場合には、支所・出張所の設置、あるいはこれらを複合的に実施することも考えられます。

一方、合併に対する懸念には、窓口サービスに係る利便性についての不安だけでなく、「合併により市町村と住民との関係が疎遠になり、これまでのように職員に気軽に相談できなくなったり、親身になって一緒に考えてもらえなくなるのではないか」、「行政が地域の実情を的確に把握できなくなるのではないか」といった行政の進め方や施策の内容に対するものもあります。

この種の懸念を解消していくためには、例えば、支所を設けて、行政と住民が互いに顔の見える関係の中で、行政の現場性や地域との密着性を大切にしながら住民に身近な事務を処理することが有効だと考えます。

その際には、地域性が強く住民に身近な事務について市町村長が支所長に権限を委譲し、支所長に裁量権を付与することが重要であり、併せて、組織体制の整備、業務の見直し、職員の意識改革を行うことが求められます。

この場合の支所長については、地域担当の助役として配置する方法（兵庫県：「合併後の旧市町の自立的運営の保障システムについて」より）や地域マネージャーなど助役に相当する特別職を配置する方法等によりその権限を強化することも考えられます。

以上のように、支所の設置については、市町村合併に対して住民が懸念する内容や地域の状況を十分に踏まえて、その必要性や支所の役割などを検討することが重要であると考えます。

なお、合併市町村が支所を設置し、権限を大幅に委譲する場合には、他方で市町村の一

体性を確保することにも十分留意する必要があります。

### 3 支所の事務・権限

以上のことから、支所を設置する場合に支所において担うことが適当と考えられる事務は、大別すると 住民の利便性の観点から支所で行うことが望ましい事務、市町村が担う事務のうち、地域の実情に応じて事務処理に多様性が許容される事務の二つに分けることができると考えられます。

#### 支所で担う事務の例

住民の利便性の観点から支所で行うことが望ましい事務

- ・ 証明書発行業務（住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書等）
- ・ 福祉相談業務（児童福祉、高齢者福祉、生活保護等）
- ・ 納付業務（税金、国民健康保険料等）
- ・ その他業務（住民相談、苦情対応等）

地域の実情に応じた多様性が許容される事務（一部については地域自主組織に委ねることも可）

- ・ 土木（生活道路の改良・舗装、公営住宅改修等）
- ・ 教育（学校運営、社会教育等）
- ・ 地域振興基金を活用した事業（地域行事の実施、伝統文化の伝承、コミュニティ活動・自治会活動への助成等）

の事務を支所で行う場合でも、電子自治体の取組みにより、住民の利便性が向上するものについては、情報化対応が求められることや郵便局の活用も検討されるべきことは言うまでもありません。なお、この場合には、住民のデジタルデバイドの解消（情報格差是正）のため、支所、出張所、あるいは郵便局などの地域に身近な機関に情報端末を設置するなどの取組みも必要と考えます。

### 4 関連する法的措置

支所に上述のような役割を付与することは現行法の下で十分可能であり、市町村の行政組織条例、行政組織規程を改正し、支所の設置と、支所への事務の配分を行う（地方自治法第155条）ことにより対応することになります。

支所を設置し、市町村がその位置付けや役割を重視する政策を採用する場合には、議会において基本的な政策について十分議論しておくことが重要です。

#### < 参 考 > 支所等の設置に関する各種提言の内容

提言・実践首長会（全国の市町村長有志50名で組織）

合併後の新市に旧市町村を単位とする「地域振興局」を設置。局長は首長が任命した者を配置し、各地域振興局ごとに条例で議会を置く。地域振興局の業務はゴミ収集や公園整備などとし、予算は地域に一括配分。

北海道・自治のかたち円卓会議（北海道）

合併後の新市の中心部以外の旧市町村を単位に「総合支所」を設置し、地域住民に関わりの深い一定の業務を総合支所が条例に基づき行う。地域の自主性を尊重し、コミュニティが市町村に地域計画を提案することを条例により保障する。

諏訪地域六市町村任意合併協議会（長野県）

合併後の旧市町村単位に「地域局」を設置し、首長が議会の同意を得て任命する地域助役（地域

局長)を配置する。地域局は窓口サービスの他、本庁からの権限委譲による許認可事務などを行う。さらに、市民と行政の協働を図るため、住民組織の「地域審議会」を旧市町村単位の置く。

兵庫県

合併後の旧市町単位の「地域総合事務所」を設置し、相当程度の権限を持つ地域担当助役を配置する。地域総合事務所には住民の意見を反映させるために住民会議(地域審議会)を置く。